

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場
発行人 西尾 司丸之
責任者 大貝 寿久
編集人 今井
印刷所 冷平田印刷合資会社



説明会にはこの国民年金
特集号を是非持ってきて
下さい。
説明会のときとところは
2頁の上欄にあります。

農業委員の選挙 投票日は七月十五日

立候補届出は七月八日から十一日まで

拠出制国民年金に 加入する人は

①必ず加入しなければならない人
20才から60才までの国内に住所を有する日本国民 ただし次のような希望によって加入すると、加入することができない人があります。

②希望によって加入することができる人

1 恩給や厚生年金のような公的年金の中で遺族年金、扶助料、寡婦年金その他戦傷病者、戦没者、遺族援護法による遺族年金、遺族給与金、障害年金をうけることができる人とうけている人。
以上の公的年金を受けている人は国民年金に加入すれば国民年金と、公的年金とどちらも貰えます。

2 恩給や厚生年金のような公的年金に加入している人とか、公的年金をうけることができる人とうけている人の配偶者

3 20才以上で昼間の高等学校、大学大学院の学生（夜間を除く）

4 次の項の「加入が出来ない人」を除いた明治39年4月1日から明治44年3月31日までの間に生れた人。

③加入できない人

1 恩給や厚生年金のような公的年金に加入している人とか、このような公的年金の中で老令年金、退職年金、障害年金、障害年金をうけることができる人とうけている人。
2 明治39年3月31日以前に生れた人

拠出制国民年金とは？

福祉年金は昨年かすすでに実施されていますが、拠出制の国民年金も今年の10月から始まります。拠出制というのは自分で掛金を払って、その掛金に応じた年金を老後になって受け取るというしくみです。私たちは年とともに必ず老令になります。それを若いうちから自分の力で、大した負担にならない程度で老後の備えをする、というのがこの制度の建前で、どんな無収入の境遇になっても死ぬまで年金がうけられます。この制度のあらまは次のようになっています。

該当者の届出は10月1日から

世帯調査は7月1日から実施

——まずはじめに——
この制度の
基本的な考え方

この制度は私たちが年よりのになり、身体障害者になったり、死亡したといふときにたいして若くて健康である間に自分の力で、できるだけの備えをする、という考えが基本になっています。すなわち若いうちに、働けるときに一定の保険料をきめられた期間納め、年をとったり、不幸にして大けがをして働けなくなったり、また生計の中心者である夫に死なれたときなどに、納めた保険料に応じて、金をうけとるというしくみになっています。これを拠出制国民年金といえます。

届出は10月1日から

強制加入の被保険者は、要件に該当すると自動的に被保険者の資格があることになり、ここの10月1日から役場（民生係）で一斉にその取得届を受け付けます。

この届出は、被保険者の義務となっています。

保険料は
34才までが百円
35才からは百五十円
国民年金印紙で

保険料の納付は昭和36年4月1日からはじまりますが、保険料一人一月の額は
20才から34才までが百円
35才から59才までが百五十円です
保険料を納めるには、年四回スタンブ方式という方法で役場に納めます。

途中で死亡したときの 保険料はどうなるか

保険料を掛けていた人が、途中で死亡したときは、原則として掛金は返ってきません。これに対して生命保険の掛金があるとの国民年金がもたらぬのはふつうだと思われ方がありますが、もしも知れませんが、生命保険はむしろ死亡した人の遺族に保険金を支払うというのが主な目的です。

的となっており、これに対して国民年金などの社会保険金では、生きていく限りの生活のめんどうをみていくことによって、国民生活の安定をはかるというのがねらいなのです。ですから年をとれば、一生老令年金を支給し、一家の働かざる夫が死亡して妻子が残された場合にはその人たちが自活出来るようになるまで母子年金、両親とも亡くなったときは残された子供に遺児年金、妻だけが残ったときは寡婦年金、あるいはけがをしたときは障害年金を支給しようというのです。つまり国民全体の相互扶助の思想のあらわれであり、生活をおびやかされるような人がいればみんなそれを助けもりたていこうとするものです。

料を納めれば、基本額以上の年金が受けられることとなります。保険料を前払いする人は、2分2厘から前納年数によって、6割3分程度割り引きされます。

また保険料免除を受けた人が保険料を納めることができるようになります。たときは、免除をうけた期間分をあつめて追納することができます。例外的に現金納付の方法もあります。

▼年金は国が保障する▲

将来経済情勢の変動や文明の発展とかで生活程度が高くなり年金額の価値がなくなつたときには、そのと

きの貨幣価値に相当する年金額を支給するよう国が保障しています。

拠出制の国民年金の内容とか、世帯調査票の記入のしかたなどの説明会を次のとおり行っています。

国民年金の説明会

五礦区集会所	7月6日10時から
梅ノ木区	7月7日
高松区	7月8日
古賀区	7月9日
高尾区	7月10日
杵ヶ原	7月11日
中央区集会所	7月12日
吉田区	7月14日
片山区	7月15日
鯉ヶ谷	7月16日2時から
常盤区	7月16日
一礦クラブ	7月17日
下二分館	7月18日
新生街	7月19日
下二	7月20日
町民会館	7月21日
吉田一分館	7月22日
吉田三	7月24日
二	7月25日
伊佐座	7月26日2時から
樋口	7月27日
立屋敷	7月28日2時から
杵	7月29日
古賀	7月30日
猪熊	7月31日

※時間の書いてない所は午後7時からです。
※吉田ノ二は隣組長さんから説明があります。
※参加会場は、あなたの自由ですが原則として、杵ヶ原ノ下区は杵ヶ原クラブ、一礦クラブは一礦クラブへ、頃末は町民会館へ、下町住は18日の下二分館へお越し下さい。

生活が苦るしく 納められないときは

生活保護を受けているとか、そのほかの事情でぎりぎりの生活をしている人にとっては、保険料を納めるのは大変です。そこでこういう人たちのために保険料免除という制度をとっています。これは法定免除と認定免除の二通りがありますが、いずれもそのことを役場に届け出る必要があります。

公的年金と国民年金とあわせて年金がもらえます

公的年金に加入して一定期間保険料を納めていないので、公的年金が受けられない人は、国民年金に加入して一定期間保険料を納めれば、公的年金と国民年金とあわせて年金がもらえます。逆に国民年金に加入している人が公的年金に加入したときも同じくあわせて年金がもらえます。

役所、会社、工場などにつとめている人には恩給や年金制度の恩典がありました。家庭の主婦や商業、農家の人は年金制度がありません。とくに今度の制度には加入しなければ、あなた一人がすべての年金制度から取りのこされ、あとから加入することはできません。

国民年金制度の発足当時にすでに年寄りや身体障害者や母子家庭である人は今までの制度がなかったため、保険料を納めていないし、今後納める余力がないので、年金を全然支給しなかったときは昔年金の趣旨に反するので、福祉的に支給しているわけです。

福祉年金はなぜ保険料がいらなくてももらえたか？

国民年金制度の発足当時にすでに年寄りや身体障害者や母子家庭である人は今までの制度がなかったため、保険料を納めていないし、今後納める余力がないので、年金を全然支給しなかったときは昔年金の趣旨に反するので、福祉的に支給しているわけです。

▼認定免除に該当する人▲

- 1 所得のない人
- 2 被保険者または他の世帯員が生活扶助以外の扶助を受けている人
- 3 身体障害者又は寡婦で年間所得が十三万円以下の人
- 4 その他保険料を納めることが困難な人

一 拠出制年金の種類とその金額一

種類	要件	年金額
老令年金	一定の保険料を納める(最低10年から40年まで)	65才から支給 12,000円から42,000円
障害年金	一定の保険料を納めているとき(最低3年)	法に定める障害 24,000円から42,000円 特にひどいときは6,000円加算
母子年金	一定の保険料を納めているとき(最低3年)	母子家庭 19,200円から25,800円 子供が二人以上いるとき 4,800円加算する
遺児年金	父か母が一定の保険料を納めているとき	孤児(18才未満) 7,200円から10,500円 子供が二人以上いるとき 4,800円加算する
寡婦年金	亡夫が一定の保険料を納めているとき	60才から64才まで 老令年金の1/2相当額

国も保険料などを負担します

保険料は毎年国民年金を支給する資金として積み立てますが、国は保険料の半分の額と事務費とを支出します。私たちと国とが一緒になって安全、確実な方法で蓄積しています。

世帯調査は7月から

国民年金制度の中心である拠出制国民年金は、いよいよ今年の10月1日から加入者の適用届を受け付け来年の4月1日から保険料の徴収が始まります。いうまでもなく、被保険者をつかむことは国民年金運営の基礎として将来とも大切なものです。こうしたことから適用事務の開始にさきだつて、7月から全国的に「拠出制国民年金実施のため世帯調査」が実施されます。

☆調査の主眼☆

世帯調査は強制適用や任意加入者が何人あるか、保険料の免除対象者が何人あるか、そして保険料前納制度の活用についての世帯を調査するとともに被保険者の適用浅れの防止、計画的に事務の運営をしていくものです。

☆調査の方法☆

世帯調査は本町では、駐在員を通じて調査表を各世帯に配り、各世帯で必要なことを記入して、駐在員へ提出することになっています。

「現在の統計の問題点」は？

——第十回全国懸賞論文募集——

主催 財団法人全国統計協会連合会

△主 題 「現在の統計の問題点」について

△原稿数 四百字詰原稿用紙三十枚以内

△締切 八月三十一日(当日の消印あるもの有効)

△応募資格 制限なし

△発表 本人に通知

東京都千代田区三年町五

行政管理局統計基盤局内

財団法人全国統計協会連合会

△注 意

1 封筒に必ず「第十回懸賞論文応募原稿」と朱書のこと。

2 紙上匿名は自由。ただし、原稿末尾に「住所、氏名および性別、年令、職業、勤務先」を記入のこと。